

社会福祉法人東蒲原福祉会奨学金規程

平成31年 3月22日制定
令和 5年12月22日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東蒲原福祉会（以下、「法人」という。）が、法人に関連する資格取得を目指し、卒業後に法人が運営する施設への就業意思を有し、かつ、就業可能な学生への就学を支援し、必要な奨学金制度を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、必要な知識・技能・態度を習得するための学校に在学中又は、入学が決定した者（日本国籍を有する者に限る。）であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 卒業後に法人の常勤職員として勤務することができる者
- (2) 法人の指定する資格（社会福祉士等）の取得を目指す者
- (3) 原則として他の同種の奨学金を受けていない者
- (4) 申請時において、概ね35歳以下の者

2 前項第3号に定める同種の奨学金とは、将来、他の法人に職員として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学金制度をいう。

(貸与期間)

第3条 奨学金の貸与期間は、奨学金の貸与を受ける者が通学する学校における正規の就学期間（最大4年間）を限度とし、貸与が承認された月の翌月から卒業する月までとする。

(奨学金の額)

第4条 支給額は次のとおりとする。

- (1) 養成施設等の入学金に相当する金額（最大30万円を上限とする）
- (2) 月額5万円を上限として理事長が認めた金額

2 貸与日は当該月の前月20日（当日が土曜、日曜、祝日にあたる場合はその前日）とする。

3 法人は、第1項第2号の金額について6カ月分を上限として、一括で支払うことができるものとする。

(奨学金の利息)

第5条 奨学金は無利息とする。

(申請手続き)

第6条 奨学金の支給を希望する者は、次の関係書類を法人に提出する。

- (1) 奨学金申請書
- (2) 振込口座届
- (3) 履歴書（写真添付）
- (4) 入学又は在学証明書

- (5) 住民票（個人番号の記載のないもの）
- (6) 成績証明書（1年生に在学する者は、入学前の最終学歴の成績証明書）
- (7) 法人が必要と認めたもの

（審査と承認）

第7条 理事長は、書類選考と面接にて審査し、奨学金の貸与を受ける者（以下、「奨学生という。」）を決定する。

- 2 理事長は奨学生を決定したときは、奨学金貸与決定通知書にて奨学生に通知する。
- 3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後、速やかに理事長に対して所定の誓約書を提出しなければならない。

（契約）

第8条 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後、速やかに法人との間で奨学金契約書を締結しなければならない。

（保証人）

第9条 奨学生は、保護者、又は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者のいずれかのうち、法人が認めた者を保証人として立てなければならない。

- 2 保証人は、奨学生と連帯して、奨学生の負担する一切の責務を履行する義務を負う。

（奨学金貸与の停止及び期間短縮）

第10条 奨学生が休学し、又は長期にわたり欠席した場合は、当該期間の奨学金の貸与を停止することができる。

- 2 学業又は品行等の状況により必要と認めたときは、奨学金の貸与を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することができる。

（奨学金の復活）

第11条 前条の規定により奨学金の貸与を停止された者が、その事由が終了して願い出たときは、法人は奨学金の貸与を復活させることができる。

（奨学金の打ち切り）

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、法人は奨学金の貸与を打ち切ることができる。

- (1) 傷病等のために正業の見込みがなくなったとき。
- (2) 退学、停学、留年、その他の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったとき（留年することが確定した場合を含む）。
- (4) 所定の奨学金辞退届出書に基づき、奨学金の貸与を辞退したとき。

（奨学金の返還）

第13条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸与した奨学金の全額を当該事由が生じた日が属する月の翌月末まで法人に一括返還しなければならない。

- (1) 第12条による奨学金の打ち切りがなされたとき
- (2) 故意又は重大な過失により第14条の届出を行わなかったとき
- (3) 卒業後、法人における常勤職員として業務に従事しなくなったとき

(4) 奨学生が本規程に違反したとき

- 2 奨学生が在学中に法人が指定する資格（社会福祉士等）を取得し、かつ、卒業後直ちに第3条に定める奨学金の貸与期間に相当する期間に1年を加えた期間を連続して法人の常勤職員として勤務（31日以上連続で勤務しなかった場合を除く。）した場合、法人は奨学金の返還を免除する。
- 3 奨学生が前項の条件に該当しないことが明らかになった場合、貸与した奨学金の全額を直ちに法人に一括して変換しなければならない。

(報告義務)

- 第14条 奨学生は毎年度終了後1カ月以内に、学業成績表及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。
- 2 奨学生及び保証人は、奨学金契約書の記載内容に変更が生じた場合は、所定の変更届出書を法人に提出しなければならない。
 - 3 奨学生は、退学、休学、停学、留年及び復学する際には、すみやかにその旨を所定の異動届出書に記載し法人に提出しなければならない。

(資格取得できなかった場合)

- 第15条 奨学生が在学中に資格を取得できなかった場合は、法人は1年間を限度に返済を延期することができる。ただし、この場合引き続き資格取得の意思があり、かつ法人への入職の意思がある者のみを対象とし、これらの意思がない場合、あるいは奨学生の意思と関係なく不可能と法人が判断する場合は第13条第1項と同様の取り扱いとする。

(延滞利息)

- 第16条 奨学生は、正当な理由がなく第13条に定める奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の当日までの期間に応じ、返還すべき額につき、年15.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(紛争)

- 第17条 貸与契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、新潟地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

- 第18条 本規程にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理事長が判断する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。